

# 企画競争説明書

業務名称：パレスチナ産業振興プロジェクト

案件番号：180507

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月12日(水)



### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パレスチナ産業振興プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年3月上旬～2022年3月下旬

以下の2つの契約履行期間に分けて契約を締結することを想定しています。  
「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第1期：2019年3月～2020年4月   
第2期：2020年6月～2022年3月



なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討の上、異なった分割案を提示することを可とします。

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はあります

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2018年12月19日（水）12時 ✓

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2018年12月25日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年1月11日（金）12時 ✓

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部 ✓  
見積書 正1部 写 1部 ✓

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとして下さい。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

なし

（上記 a)～d) 以外の経費は本見積に計上してください。）

〔旅費（航空賃）の本見積化に伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

（なし）

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) ILS1 = 30.536100 円

b) US\$1 = 113.385000 円

c) EUR1 = 129.024000 円

d) TND1 = 39.1109 円

5) その他留意事項

（特になし）

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 総括／工業団地開発
- b) ビジネス・アドバイザリー・サービス（BAS）制度整備 ✓
- c) 工業団地運営・管理 ✓

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 37.33 M/M ✓

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。 ✓

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。 ✓

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5) の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。 ✓

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月8日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。  
なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている。
- キ、競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク、その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

#### 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。  
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：工業団地開発にかかる各種業務（なお、BDSの経験もあることが望ましい）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（総括／工業団地開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

##### a) 類似業務の経験：工業団地開発に関する各種業務

##### b) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全世界での業務の経験

##### c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### d) 業務主任者等としての経験

##### e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

##### f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 ビジネス・アドバイザリー・サービス（BAS）制度整備】

##### a) 類似業務の経験：ビジネス開発サービス（BDS）に関する各種業務

##### b) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験

##### c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

##### e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 工業団地運営・管理】

- a) 類似業務の経験：工業団地の運営・管理に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：パレスチナ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### （1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、原則として自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。ただし、特に他社から補強が必要と判断する場合は、業務主任者または副業務主任者のいずれか1名につきこれを認めますので、その判断の理由等を含め、プロポーザルで提案してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### （2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能ですが。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価表  
パレスチナ産業振興プロジェクト

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	/
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	/
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	/
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／工業団地開発	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： ビジネス・アドバイザリー・サービス（BAS）制度整備	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 工業団地運営・管理	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月18日(金) 14:00～16:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 210会議室

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

### 【第3 業務の目的・内容に関する事項】

#### 1. プロジェクトの背景

ジェリコ農産加工団地（JAIP）は小泉政権時代から日本政府が提唱してきた「平和と繁栄回廊構想」の旗艦事業であり、JICAは2007年から支援してきた。これまでパレスチナ側は日本政府の協力（約2,170万ドル）を経て、フェーズ1（11.5ha）の開発を行い、32社とのリース契約を締結し、現在13社が操業を開始している。JICAはパレスチナ工業団地・フリーゾーン庁（PIEFZA）の能力強化を通じて、JAIPの運営・サービス機能強化を支援してきた。これらの成果を踏まえ、河野太郎外相は2017年9月、日アラブ政治対話において、フェーズ2（50ha）の開発を歓迎し、①ICT分野への支援拡大、②物流円滑化を通じた「平和と繁栄回廊」構想のグレードアップを表明した。

他方、JAIPの持続的な開発、発展には、外国企業等も含め、優良企業の誘致促進とそのための環境整備、オフサイト・オンサイトインフラの整備、テナント企業等に対するサービス向上、ヨルダンまでの物流促進等の課題の克服が必要と認識されている。優良テナントを効果的に誘致するためには、特に官と民の役割分担の明確化やインセンティブ付与、ワンストップサービス（OSS）に係る法的枠組みの整理が求められている。

本案件はこれらの課題に対してパレスチナ側が適切に対応できるよう、他の工業団地政策・施策も含め、情報を整理し、技術的な観点から提案を行うものである。

パレスチナでは、約97%の民間企業が従業員20名未満の零細中小企業であり、GDPの24%程度を占めている。また、労働者の87%の雇用を占める等、雇用創出源としても重要な役割を果たしている。経済的に自立したパレスチナ国家建設のためにも、零細中小企業の育成・強化が喫緊の課題となっている。

また、パレスチナでは若年層失業率が35%前後で推移しているほか、零細中小企業は脆弱な経営基盤、経営管理能力の不足、マーケット情報の不足、金融アクセスの欠如等、様々な課題を抱えており、その育成・強化は進んでいないのが現状である。さらに、パレスチナ域内の市場は限られていることから、多くの企業が海外での新規市場開拓の必要性を感じており、マーケティングや品質・生産性向上に関する能力強化のニーズが高まっている。

そのような中JICAは、パレスチナ自治政府の要請で「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」（2014年3月～2017年12月（3年9か月））を実施し、零細中小企業に対して質の高いビジネス開発サービス（BDS）が提供される仕組みづくりを支援した。同プロジェクト期間中に50名のナショナルエキスパート（NE）が育成され、関係機関（国民経済庁（MONE）、商工会議所

連盟（FPCCIA）、産業団体連盟（PFI）が連携し、BDSを提供する仕組みづくりに係るアクションプランが作成された。他方、同アクションプランで提示されたBDSを提供する仕組みがパレスチナ全域で展開され、定着するためには、同プロジェクトのパイロット活動から得られた教訓の反映及びBDS提供者となるNEの更なる育成、質の確保等が引き続き課題となっている。なお、本案件ではBDSのことをビジネス・アドバイザリー・サービス（BAS）と言い換えることで先方と合意している<sup>1</sup>。

以上のような背景の下、JICAは詳細計画策定調査団を派遣し、協力の重要性、内容についての確認を行った上で、先方政府と協力の枠組みについて合意し、2018年11月11日に、開発計画調査型技術協力の実施にかかる討議議事録（R/D）の署名を行った。

## 2. プロジェクトの概要

本事業は、パレスチナにおいて 1) 工業団地に関する法的な枠組みの見直し案、2) JAIPのディベロッパー・ビジネスプランの分析、3) 零細中小企業向けのBASを持続的に提供するための枠組みが策定されることにより、JAIPの開発を促進するとともにパレスチナの零細中小企業等の活動の活性化に寄与することを目的とする。

### （1）協力終了後に達成が期待される目標

- ・工業団地政策・施策が策定・実施・継続される。
- ・JAIPにおける投資家へのサービスが向上する。
- ・BASを受けたパレスチナ企業の業績（生産性、売上等）が向上する。

### （2）アウトプット（成果）

成果 1：工業団地に関する法的枠組み（法律、細則、コンセッション契約等）の分析がされ見直し点が提案される。

成果 2：ディベロッパーのビジネスプランが見直され、実施される。

成果 3：パレスチナの零細中小企業に対してビジネスアドバイザリーサービス（BAS）が持続的に提供される。

### （3）具体的な活動

#### 【成果 1に関する活動】

##### 1.1 工業団地にかかる法律、細則、政策（PIEFZA法及び産業関連法）に

<sup>1</sup>パレスチナではイスラエルに対するボイコット、資本の引き上げ、制裁措置を求めるキャンペーンのことを一般的にBDS（Boycott, Divestment, and Sanctions）と呼ぶため。

ついて、他国との比較等において分析し、見直しが必要な点を提案する。

- 1.2 PIEFZA及びディベロッパー間のコンセッション契約を分析し、見直し案を提案する。
- 1.3 ワン・ストップ・サービスにかかる改善点を分析し、提案する。

#### 【成果2に関する活動】

- 2.1 ディベロッパーにより作成されたビジネスプランを分析する。
- 2.2 JAIP開発にかかるマイルストーンをPIEFZA及びディベロッパーの間で合意する。
- 2.3 マイルストーン到達に遅延またはディベロッパーの実績に問題がある場合は、原因分析を行い、リカバリープランをディベロッパー側に提出させる。
- 2.4 マーケティング、財務管理、メンテナンス、オペレーション、テナントに対するサービス等JAIP運営にかかるアドバイスをディベロッパーに対して行う。
- 2.5 JAIP運営に適切なガイドライン、規則を見直すとともに制定する。
- 2.6 JAIPにおいて提案されているロジスティックセンターの機能を分析する。
- 2.7 ロジスティックセンターにかかる関係者間での議論をファシリテートする。

#### 【成果3に関する活動】

- 3.1 零細中小企業に対して提供するサービスに関して、適切な方法、分野（ビジネスプラン、財務管理、マーケティング、品質・生産性向上、起業、IT等）を特定する。
- 3.2 ナショナルエキスパート（NE）を育成するための研修コンテンツ、マテリアル（eラーニングシステム等）を開発する。
- 3.3 ビジネス・アドバイザリー・サービス（BAS）を持続的に提供するモデルを整備する。
- 3.4 FPCCIA及びPFI等民間機関のファシリテーションの下、2つのモデルサイト（ラマッラ／エルサレム及びジェリコ）にてNEを活用したBASを提供する。
- 3.5 オンサイトトレーニングを強化し、NEの能力を向上させる。
- 3.6 JAIP内の産業人材育成センターを活用し、パレスチナの産業に裨益するセミナーやイベント等を開催する。

#### (4) 対象地域

- ・工業団地開発：ジェリコ
- ・BAS：西岸全域（パイロット地域はラマッラ/エルサレム、ジェリコ<sup>2</sup>）

#### (5) 相手国関係機関（C/P）

##### 1) プロジェクト統括

国民経済庁（Ministry of National Economy : MONE）：パレスチナの産業政策の策定・実施を担う官庁。

##### 2) 工業団地開発：

###### ① パレスチナ工業団地・フリーゾーン庁

（Palestine Industrial Estates and Free Zones Authority: PIEFZA）：  
工業団地・フリーゾーンの設置・開発・運営に関する監督官庁であり、工業団地及びフリーゾーンに関する全般的な政策の策定とともに工業団地の投資家にとってのワンストップショップとしての役割も担う。JAIP のほかにもジェニン、ベツレヘム、ガザ等にも工業団地の開発を行っている。本案件では特に成果1、2に関連した活動の実施主体としての役割が期待される。

###### ② JAIPCo :

PIEFZAとのコンセッション契約により JAIP の開発・運営を担っているパレスチナの民間ディベロッパー。同企業は PRICO（パレスチナ大手の不動産会社）を含む3社からなる合弁会社。PRICOはJAIPのほかにガザの工業団地開発・運営に携わっているが、工業団地開発・運営にかかる経験は不足している。本案件では特に成果1・成果2に関連した活動の実施主体としての役割が期待される。

##### 3) ビジネス・アドバイザリー・サービス（BAS）

###### ① 商工会議所連盟

（Federation of Palestinian Chambers of Commerce, Industry and Agriculture: FPCCIA）：

各地方に点在している商工会議所を統括する民間団体。本案件においては特に成果3に関連した活動の実施主体としての役割が期待される。他方、JAIP開発を進めるにおいても重要な関係者であることから、積極的に成果1・成果2の活動にも関与させることが期待され

<sup>2</sup> エルサレムをモデル地域に入れるることはパレスチナ政府の強い要望であるが、パレスチナ人のエルサレムへの入域は制限があるため、研修やパイロット地域でのBAS提供はパレスチナ人にとって比較的アクセスのよいラマッラ及びジェリコを基本とするが、ラマッラで開催の際はエルサレム商工会議所との共催とすること。

る。商工会議所は地方毎に存在しており、その地方に拠点を置く企業は同地方の商工会議所への登録が義務付けられている。なお、パレスチナ西岸地区には13の商工会議所が存在し、特にヘブロン、ナブルス、ラマッラの商工会議所は、他の商工会議所に比べてその規模が大きい。

#### ② パレスチナ産業団体連盟 (Palestinian Federation of Industries: PFI)

PFIは、業種別の産業団体を統括する民間団体であり、本プロジェクト活動の実施主体という役割および各産業団体への連絡・調整等が期待される。本案件においては特に成果3に関連した活動の実施主体としての役割が期待される。他方、JAIP開発を進めるにおいても重要な関係者であることから、積極的に成果1・成果2の活動にも関与させることが期待される。パレスチナには13の産業団体が存在する。

### 3. 業務の目的

「産業振興プロジェクト」に関し、当該プロジェクトにかかるR/D (Record of Discussion)に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本プロジェクトは、JICAが2018年11月11日にMONEと締結したR/D (Record of Discussion) 及び2018年7月11日に署名された詳細計画策定調査のM/M (Minutes of Meetings)に基づき実施されるものであり、コンサルタントは「5. 業務の実施方針及び留意事項」に留意しつつ、「6. 業務の内容」に述べる内容の業務を実施するとともに、業務の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載された報告書を作成し、内容について先方政府へ説明の上、協議を行い、合意をとりつけるとともに、JICAに対して報告を行う。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### 【全成果共通】

##### (1) 平和と繁栄回廊構想の旗艦案件としてのJAIP

日本政府は、中東の平和と安定のために「平和と繁栄の回廊構想」を打ち出し、パレスチナ、ヨルダン、イスラエルと日本の地域協力によりパレスチナの経済的な自立を促してきた。同回廊構想の旗艦案件となるJAIPの開発には日本政府のみならず各国政府、機関が注目している。本案件はJAIPの持続的な開発・発展を後押しするものである。2017年12月に行われたフェーズ2の除幕式にて日本政府は、JAIPに産業人材育成センターを新設し、

ICT分野への支援の拡大や、物流の円滑化（キング・フセイン橋（アレンビー橋）の機能拡張やJAIP～ヨルダンを結ぶJAIP専用道路の建設準備）等を表明している。JAIP開発を促進するために、本案件以外にもインフラ・物流整備等の案件が実施されることが想定され、それらの案件との相乗効果を発揮できるよう、JICA、対パレスチナ日本政府代表事務所（ROJ）等との情報共有を密に行い、関係機関との連携を図ること。

## （2）本案件の実施体制

本案件は工業団地開発及びBASの整備という2つのコンポーネントからなり、関係者も複数いることから、以下の実施体制を想定している。

### 1) 合同調整委員会（JCC）

案件の効果的・効率的な実施のためにJCCを設立すること。JCCはプロジェクトの年間計画案の協議・承認、プロジェクトの進捗確認及び目標の達成度確認等のため、少なくとも年1回の会合を開催すること。コンサルタントは、JCCメンバーとしてJCCの設立・開催の実施支援を行うとともに、本プロジェクトを円滑に進めるためにJCCを活用することとする。JCCのメンバーについてはR/Dを参照。

### 2) ワーキンググループ（WG）

案件における具体的な活動内容を協議、決定するために成果毎にWGを設置する。コンサルタントは、WGメンバーとして、WGの開催を支援するとともに、この協議に参加し必要に応じて助言等を行う。各WGのメンバー等はR/Dを参照。

### 3) 実施体制の確定

コンサルタントは現地業務開始後、パレスチナ側関係各機関及び担当者の役割を明確にし、本案件の実施体制案（パレスチナ側・日本側双方）を検討する。最終的な実施体制については、案件開始後3か月以内にJICA及びパレスチナ側関係者の合意を得ること。その後変更の必要が生じた場合は、適宜JICA及びパレスチナ側関係者の合意を得た上で変更を行う。

## （3）官民の役割分担の明確化と信頼関係醸成

工業団地開発を進めていくためには、官民の連携が不可欠である。過去の技術協力を通じて協働体制を作ってきたが依然として相互不信は強い。案件を進めるにあたっては双方の役割と権限を明確にしていくとともに、そ

の役割を確実に遂行させるための支援をしつつ、双方の信頼関係を醸成していく環境を作っていくことが望ましい。

(4) 業務実施プロセス全般を通じたパレスチナ側関係機関（C/P）の能力強化

本案件の実施プロセス全般が複数あるパレスチナ側C/Pの能力強化に資するものになるよう留意しつつ業務を行うこと。一例として、各分野のコンサルタントが担当業務を実施する際、パレスチナ側C/P内で当該業務を担当する職員に調査への同行、協働による作業を求める等の対応が必要となる。さらにパレスチナ側C/Pのオーナーシップを醸成するよう配慮すること。

(5) 現地リソースの活用

案件実施に当たっては、パレスチナ特有の事情への配慮や案件の効率的・効果的な実施及び持続性の観点から、現地リソースの活用を推進する。BASの体制整備に関しては、Bank of Palestineや現地の大学（ビルゼイト大学）、インキュベーションセンター等が連携候補先として考えられる。ベースライン調査を実施の際に、現地のリソース等を確認し、連携、活用方法をC/P機関及びJICAに提案すること。

(6) 他ドナーとの連携

工業団地開発は日本以外にフランス（AFD）が支援しているベツレヘム工業団地（52.5ha）ドイツ（KfW）が支援しているジェニン工業団地（87.7ha）、米国国際開発庁（USAID）、世銀が支援したガザ工業団地（50ha）がある。工業団地開発に関して、他機関とも密に情報を共有し、ドナーが一体となりパレスチナ政府を動かしていくことが望ましい。

中小企業振興に関するプロジェクトについては、ドイツ（GIZ）、フランス（AFD）、スウェーデン（SIDA）等も実施（または予定）している。これまでも先行案件で育成したNEがAFDのクラスタープロジェクトのアニメーター（クラスター支援を担う人材）として活躍する等連携がみられている。C/P機関の人的リソースが限られていることも踏まえ、今後も他ドナーとの有機的な連携が期待される。

(7) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をパレスチナおよび日本の国民各層に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めること。

### (8) 柔軟な計画の見直し

本プロジェクトにおいては、プロジェクトを取り巻く環境の変化によつて、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況・課題等を把握し、協力終了後に達成が期待される目標の達成に向けて、必要に応じてプロジェクトの方向性、活動内容について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方CIPとの合意文書の変更、契約変更等）を取ることとする。

## 6. 業務の内容

本業務の内容は以下を想定しているが、より効果的かつ効率的な作業工程・方法が可能と考えられる場合は、プロポーザルに提案すること。

プロポーザルでは、特に以下の項目について、具体的な計画・手法を添えて代替案も含め詳細に記載すること。

- (1) JAIPの現状にかかる問題分析、JAIP開発促進のために考えられる方策
- (2) JAIP官民の役割分担のあるべき姿と、現状とのギャップを埋める方策
- (3) BAS現地リソースの活用方法（現地リソース候補機関、連携方法等）

### 全成果共通

#### (1) インセプションレポートの作成

業務実施の基本方針、方法、項目、作業計画、モニタリング方法（指標含め）等をインセプションレポートとして取りまとめ、JICA産業開発・公共政策部、中東・欧州部、及びJICAパレスチナ事務所の承認を得る。なお、指標を設定する際には、「2. (1) 協力終了後に達成が期待される目標」に留意し、定性的な指標のみならず定量的な指標等も設けること。

#### (2) インセプションレポートの説明・協議

インセプションレポートをMONE、PIEFZA、ディベロッパー、FPCCIA、PFIに説明し、内容について協議する。内容に修正の必要が生じた場合にはJICA産業開発・公共政策部及びJICAパレスチナ事務所に確認したうえで修正し、修正版について合意を形成する。

### 成果1関連

#### (3) 政策へのインプット

パレスチナ政府は今後もさらに工業団地開発を進めていく予定であるが、明確な政策がない状況である。現在パレスチナ政府はMONEセクター戦略（MONE

Sectoral Strategy) の下、パレスチナ国家産業戦略 (National Industrial Strategy: NIS) を作成中である。今後の工業団地開発政策の方向性を示すべく、他国の事例等をもとに工業団地の経済的効能をまとめるとともに、JAIPをはじめとして、現在開発が進められている他の工業団地（ベツレヘム、ジェニン等）の情報を収集したうえで教訓等を導き出し、提言書としてまとめる。

#### (4) 工業団地関連の法律、細則の分析

パレスチナ内の工業団地にかかる法律、細則に関する情報を収集し、現状を確認し、他国の工業団地法律、細則等と比較する。また、工業団地開発・運営を進めるにあたっての課題、ボトルネックを抽出し、法律面での課題及び運用面での課題を整理する。それぞれの課題について、改善案を提案する。その際、工業団地政策全体に裨益するよう留意する。また、法律、細則の改正には時間がかかることから、現行の法律、細則の中でできること等についても検討し、提案する。

また、JAIPにおいては今後パレスチナ域内の企業のみならず、アラブ系イスラエル人や湾岸諸国等からの投資も検討している。海外からの投資を呼び込むために必要な法律・細則等についても検討し、見直しが必要な点を提案する。

なお、法律、細則の改正にかかる是非の判断、改正にかかる手続き等は一義的にパレスチナ側の責任であるが、必要に応じてフォローするとともに技術的な観点での助言を行うこと。

なお、パレスチナ及び近隣諸国の法律・細則等に関する情報収集、分析に関しては現地再委託を可能とする。

#### (5) コンセッション契約の見直し

4. (3)に記載のとおり、政府、民間（ディベロッパー）の間で役割分担が明確化されていないことがJAIPの開発にあたっての課題となっており、コンセッション契約を見直すことで、役割分担の明確化がされることが期待されている。

このため、PIEFZA及びJAIPCo（ディベロッパー）間で締結されている現行のコンセッション契約について他のコンセッション契約の事例等も必要に応じて参考にしつつ見直し案を作成する。見直しにあたっては、1) PIEFZA（政府）及びディベロッパー（民間）の役割と権限、2) JAIPのフェーズ1及びフェーズ2の開発・運営にかかるディベロッパーの責任と義務、3) モニタリングの枠組み・方法、4) ディベロッパーの義務不履行の場合の措置について明確化する。見直し案については、JICAの合意を得たのちに、パレスチナ関係者に提示を行い、見直しの考え方等の説明を行い、必要に応じて修正を行い、関係者間の合意取り付けを支援する。

## (6) ワン・ストップ・サービス（OSS）にかかる改善点の分析・提案

OSSについては先行案件においてもワーキンググループを設置し、必要な許認可やワークフローを明らかにするほか、オンラインシステムを開発するなど、手続の簡素化を図ってきた。今後はさらに外国企業等の投資を促進する方針であり、外国投資家にとって必要となる許認可を整理したうえで、一層の手続きの改善を提案するとともに、その実現を支援する。

### **成果2関連**

#### (7) ビジネスプランの分析

ディベロッパーにより作成されたJAIPフェーズ1、フェーズ2の開発に関するビジネスプランについて、JAIPCoの財政、JAIPの特徴、比較優位性、他の事例、パレスチナ内外のマーケット等を整理、分析し、JAIP開発において重要な、開発スケジュール、販売目標の明確化を促進する。

#### (8) マイルストーンの合意

ビジネスプランを活用して、開発スケジュール、販売目標等を含むマイルストーンの作成を支援するとともに、6.（5）に記載したコンセッション契約の見直しにて提案したモニタリング枠組みに反映し、PIEFZA及びディベロッパーの間での合意を促進する。

#### (9) 合意したマイルストーンに基づくモニタリング

6.（8）で合意したマイルストーンに基づきモニタリングする。マイルストーン到達に遅延またはディベロッパーの実績に問題がある場合は、原因分析を踏まえたリカバリープランをディベロッパー側に提出させ、対策について検討する。

#### (10) JAIP運営にかかるアドバイス

JAIPCoが適切にJAIP運営をできるよう、マーケティング、財務管理、施設・設備の維持管理、テナントに対するサービス等JAIP運営にかかるアドバイスを行う。

#### (11) JAIP運営ガイドラインの見直し

JAIPCoが適切にJAIP運営をできるよう、運営ガイドライン及び入居企業向け規定の見直し案を提案する。見直しにあたっては目次案及び修正点をJICAに提示し、合意を得た後、JAIPCoのフィードバックを踏まえて修正を行う。また、必要に応じてPIEFZAの合意を得るための支援を行う。

## (12) ロジスティックセンターにかかる議論の促進

ロジスティックセンターについては現在フェーズ3地区に設置することが検討されているが、1) 物流拠点としての機能、2) 保冷倉庫としての機能、3) ドライポートとしての機能等様々なオプションが検討されている。パレスチナ側でのロジスティックセンターに関する議論を整理するとともに、技術的な観点で各オプションの長短等を分析・整理する等議論のファシリテートを行うこと。

また、「平和と反映の回廊」構想第6回四者閣僚級会合にて、キング・フセイン橋経由の物流促進のための四者ワーキングレベル会合の立ち上げが決定されたため（計画中のJAIP専用道路の運用方法も同会合にて協議予定）、今後実施が予定される同会合に関し、適宜技術的アドバイスを行う。

### **成果3関連**

## (13) 零細中小企業に対するBAS提供のためのビジョン、戦略、アクションプラン（BASアクションプラン）の見直し

先行案件終了前にMONEのマナール事務次官（当時）の主導の下、パレスチナ側関係者は2021年までのBASアクションプランを作成した。他方、その後マナール事務次官が失脚したため、同アクションプランはMONE内で認められていない状況にある。さらに、新しいMONEの体制では、民間に対する有料のサービス提供にはMONEは関わらない姿勢を見せている。したがって、BASアクションプランの見直しを行い、現状に即する内容に改訂すること。

なお、改訂したBASアクションプランには、①5年後のビジョン、②達成目標（定性、定量）、③必要な業務、④各機関の役割分担、⑤必要な人員体制、⑥提供するサービス内容、⑦サービス提供者と育成方法、⑧資金メカニズム（料金体系や必要な政府予算など）、⑨企業とNEのマッチング方法、⑩NEのモニタリングシステム、⑪BASのモニタリングシステムを含めること。

## (14) NEの拡大・選定

NEは先行案件で実施したBDSに関する研修を受け、先行案件（「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」）で実施した試験に合格したビジネススマネジメントコンサルタントである。NEの中には「戦略的経営」「マーケティング」「財務管理」「生産管理」の全てのモジュールを70点以上で合格したNE（ジェネラル）と単一モジュールで95点以上を獲得したNE（スペシャリスト）の2種類がある。現在合計50名のNEが育成されているが、パレスチナ内の需要にこたえるためには、さらにNEの数を増やす必要がある。本案件では年間最低15名（3年間で45名）NEの数を増やすことを想定している。現在のところNE

の所属は主に商工会議所、産業団体、MONEのいずれかであるが、人数を増やすにあたっては、民間人材の活用等も検討すること。先行案件で作成したNE選定基準を見直し、必要に応じて改訂し、NEを選定すること。

#### (15) NE候補生に対する研修教材・計画の作成及び研修の実施

BASアクションプランに基づき、NEを拡大するための研修を計画し、実施体制を検討するとともにカリキュラム、教材を整備する。研修科目については「経営戦略」「マーケティング」「財務・会計」「品質・生産性向上」等を想定しているが、現地調査後関係者との協議の上、科目を決定すること。研修実施体制については、科目によっては現地の大学、民間企業等との連携、再委託等も検討し、現地にて持続的に人材育成をできる体制とすること。カリキュラム、教材の整備にあたっては前フェーズで作成した教材等をもとに必要に応じて修正・改訂すること。研修計画作成に当たっては、研修実施体制、カリキュラム、シラバスについてJICA及びMONE、FPCCIA、PFIの合意を得ること。

なお、研修は基本的にはラマッラまたはジェリコで実施することを想定している。他地域からの参加者等の応募を勧奨するためにも、必要に応じてTV会議システムの活用やeラーニングの活用など、遠隔地からの参加を可能とする方法を検討すること。

#### (16) モデル地域におけるBAS提供支援

BASアクションプランに基づき、育成したNEを活用し、モデル地域にてBASの提供を支援する。コンサルタントはBAS提供運営ガイドラインを作成し、持続可能なモデルにすることを支援する。ガイドラインには、①サービス提供企業の募集、②企業の選定、③NEとのマッチング、④企業へのサービス提供、⑤料金体系、⑥収入の配分、⑦フォローアップ、⑧提供したBASの評価等各段階の実施方法、留意点等を具体的に記載すること。

BASのサービスパッケージとして無料で行うミニコンサルテーション及び有料で行うディープコンサルテーションがある。BASアクションプランによると、パレスチナ側は初年度に80社に対してミニコンサルテーション、40社に対してディープコンサルテーションを実施することを予定している。

#### (17) 既存のNEの質の向上

育成したNEについては、研修等を通じて必要な知識は保有しているが実践経験が乏しく、コンサルタントとしての独り立ちが出来ていない状況にある。彼らの独り立ちを促すためにも、実践経験の場を増やす必要がある。企業指導にかかるOJTを通じてNEに合格した人材の更なる質の向上を行うこと。

### (18) 広報活動の実施・マーケットの拡大

企業側のニーズ喚起、政策決定者へのアピールを想定し、広報活動を実施する。ターゲットや活用するメディアはC/Pと相談の上決定しつつ、商工会議所連盟、産業団体連盟と連携したセミナー、メディアの活用など、戦略性の高い方法を検討すること。また、企業等にBASを周知するためのパンフレット、ウェブサイト、SNSの活用等も検討すること。

### (19) JAIP内産業人材育成センターの活用

現在建設中のJAIP内産業人材育成センターを活用し、現地リソース等を活用した、パレスチナ零細中小企業向けのセミナー等を企画、実施する。

(プロジェクト期間中：4回程度、1回100名程度)

また、ジェリコでBAS提供活動をする際には同JAIP産業人材育成センターを極力活用すること。

#### **全成果共通**

### (20) プログレス・レポート(①～③) 及びインテリムレポートの作成・提出

契約開始後半期毎に、成果1～3それぞれに係る活動の進捗、今後の計画、現時点での課題等を記したプログレスレポートを提出すること。また、第1期終了時にはインテリムレポートを提出すること。

#### \* プログレスレポート①に含めるべき事項

- 1) パレスチナにおける工業団地開発にかかる政策、法的枠組みの現状及び他国との比較
- 2) コンセッション契約の見直し案及びマイルストーン
- 3) OSSの見直し案
- 4) ディベロッパーのビジネスプランの分析結果
- 5) BASアクションプランの見直し案
- 6) 成果1～3それぞれにかかる活動の進捗、今後の計画、現時点での課題

#### \* インテリムレポートに含めるべき事項

- 1) 第1期の調査結果の取りまとめ
- 2) 工業団地開発政策にかかる提言
- 3) JAIP運営ガイドラインの見直し案
- 4) BAS提供運営ガイドライン案
- 5) 成果1～3それぞれに係る活動の進捗、今後の計画、現時点での課題

\* プログレスレポート②～③に含めるべき事項

- 1) 上記プログレスレポート①、及びインテリムレポートに含める事項のうち、その後の活動によって修正・改訂等が生じたもの、確定したもの
- 2) 各成果の活動の進捗、今後の計画、現時点での課題

(21) ドラフトファイナル・レポートの作成・提出

契約終了6か月前に、第1期及び第2期の活動結果を取りまとめたドラフトファイナル・レポートを作成し、C/Pに説明の上、JICA産業開発・公共政策部に提出する。

(22) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナル・レポートに対するC/P及びJICAのコメントを受けてファイナルレポートを作成し、JICA産業開発・公共政策部提出する。

\* ファイナルレポートに含めるべき事項

- 1) 法的枠組みの分析結果
- 2) ビジネスプランの分析結果
- 3) コンセッション契約分析結果
- 4) マイルストーン見直し結果
- 5) ロジスティックセンターを含めたJAIPの今後の在り方に関する提言
- 6) JAIP運営ガイドライン
- 7) 改訂版BASアクションプラン
- 8) BAS提供運営ガイドライン

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

	レポート名	提出時期	部数
<b>第1期</b>			
1	業務計画書（第1期） (共通仕様書の規定に基づく)	第1期契約締結後10営業日以内	和文2部
2	インセッションレポート	契約締結後1か月以内	和文：3部 英文：10部
3	プログレスレポート①	契約締結6か月後	和文：3部 英文：10部

<b>4</b>	インテリムレポート	2020年4月15日を想定	和文：3部 英文：10部
<b>第2期</b>			
<b>5</b>	業務計画書（第2期） (共通仕様書の規定に基づく)	第2期契約締結後10 営業日以内	和文2部
<b>6</b>	プログレスレポート②	契約締結18か月後	和文：3部 英文：10部
<b>7</b>	プログレスレポート③	契約締結24か月後	和文：3部 英文：10部
<b>8</b>	ドラフトファイナルレポート	契約締結30か月後	和文：3部 英文：10部
<b>9</b>	ファイナルレポート	2022年2月中旬を想定	和文：3部 英文：10部 CD-R：2部

注1：「業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2：ファイナルレポートは製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、関係者との会合等で広く配布するものについては、未製本で構わない。

注3：報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知見があるネイティブスピーカーの校閲を受けること。

## （2）業務実施報告書（和文）

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書。

### 記載事項

- ① ファイナルレポートの概要
- ② 活動内容（調査）
  - 調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー、研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動等

- (4) 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- (5) 提案した計画の具体化に向けての提案

#### 添付資料

- ア 業務フローチャート
- イ 業務人月表
- ウ 研修員受け入れ実績（必要に応じて）
- エ 調査用資機材実績（引き渡しリスト含む）
- オ 合同調整委員会議事録
- カ そのほか調査活動実績

提出時期：業務終了時

部数：和文3部

#### （3）技術協力作成資料

コンサルタントがC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。

- ・BAS講義用テキスト及びコンサルテーション用OJT用テキスト
- ・セミナー等使用した講演資料集

#### （4）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下を含む業務従事月報を作成し、JICAに提出する。先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA産業開発・公共政策部に報告するものとする。

- ① 当月の活動の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 工業団地開発の進捗（開発状況、テナント契約数、入居企業数等）
- ③ 活動に関する写真
- ④ 業務進捗バーチャート

#### （5）その他提出資料

##### 1) 現地再委託調査の成果品

現地再委託にて実施した各種調査等の業務結果については、現地再委託先から提出があり次第、速やかにJICAに提出する。

##### 2) 収集資料

本業務終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリストの一式を提出する。

## 【第4 業務実施上の条件】

### 1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。契約は期間毎に締結する。

- (1) 第1期：2019年3月～2020年4月
  - (2) 第2期：2020年6月～2022年3月
- (合計 約36か月)

なお、より効率的・効果的な業務工程が想定される場合は、プロポーザルにおいて提案すること。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期：約30.6M/M

第2期：約37.9M/M

合計 68.5M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本調査に必要な技術分野は下記を想定しているが、業務の目的に照らし、必要と考えられる場合には、具体的な理由とともに、分野の兼務、分割及び下記以外の分野の従事者につきプロポーザルで提示すること。また、法務分野に詳しい従事者を含めることが望ましい。

- 1) 業務主任者／工業団地開発（2号）／
- 2) ビジネス・アドバイザリー・サービス (BAS) 制度整備（3号）／
- 3) 工業団地運営・管理（3号）／
- 4) 投資促進
- 5) ロジスティクス
- 6) ビジネス戦略
- 7) 財務管理
- 8) マーケティング
- 9) 品質・生産管理

### 3. 現地再委託

下記の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等への再委託を可とする。

- ・パレスチナ及び近隣諸国の法律・細則等に関する情報収集、分析
- ・パレスチナにおけるBASの中小企業支援に係るニーズ調査・分析
- ・NE育成研修の一部

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

### 4. 機材の調達

#### (1) 機材の調達

先行プロジェクトにて下記の機材を供与しており、業務を実施する上での必要最低限の機材は揃っているが、業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案し、本見積に計上すること。なお、プロポーザルには①機材名、②数量、③基本的仕様、④見積価格、⑤現地調達の可否、⑥用途、⑦必要と判断される理由を記載すること。最終的に調達が必要とJICAが判断した機材は、JICAの指示に基づき、コンサルタントが調達する。

##### 1) ジェリコ 農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト

コピー機1台、プリンター1台、プロジェクター1台、ノートパソコン4台、デジタルカメラ1台及び執務用資機材

(詳細は「パレスチナ ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書」を参照)

##### 2) 零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト

コピー機1台、ノートパソコン13台、デジタルカメラ11台、ビデオカメラ1台、プリンター2台、カラーレーザー複合プリンター3台、プロジェクター1台、インターネット1台

(詳細は「パレスチナ 零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書(第二号)」を参照)

## (2) 留意点

上記機材の調達方法については「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」（2017年6月）に則って対応する。事業用物品については、機材調達後、コンサルタント業務従事月報に「貸与物品リスト」を添付し、提出するとともに、コンサルタントが適切な管理を行う。加えて、本事業終了時にJICAパレスチナ事務所で保有するものに区分し、必要な手続きを行う。

## 5. 参考資料

### (1) 配布資料

- 1) 事業事前評価表
- 2) R/D
- 3) PIEFZA法（英訳）
- 4) パレスチナ ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書

### (2) ウェブ公開資料

- 1) パレスチナ 零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト 事業完了報告書  
(和文) [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12288411.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12288411.pdf)  
(英文) [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12288429.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12288429.pdf)
- 2) パレスチナ ジェリコ農産加工団地のための PIEFZA 機能強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書  
(和文) <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12110920.pdf>
- 3) パレスチナ ジェリコ農産加工団地促進にかかる情報収集・確認調査 報告書  
(和文) <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12147682.pdf>

## 6. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務は、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

## (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICAパレスチナ事務所や対パレスチナ日本政府代表事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。現地業務時は、JICAパレスチナ事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

## (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

## (4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用することを想定している。

以上